



埼玉県

TAKKEN NEWS



2016
4.5 月
合併号



今月のトピックス

川越きもの散歩(川越市)
写真提供：埼玉県観光課
成田 吉貞

- 民事介入暴力事案に関する法律相談窓口体制をスタート ————— 1
- 平成27年度 第5回 理事会・幹事会 開催報告 ————— 9
- 宅建業 開業支援セミナーを開催します ————— 裏表紙

あなたの宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)
有効期限は大丈夫ですか？

更新のための講習会は有効期限満了日の6ヵ月前から受講が可能です。講習日は表紙裏でご確認ください

宅建業免許更新、
提出期間経過で 免許失効！

免許権者への提出期間は 免許満了日の90日前から30日前まで (協会経由:100日前から50日前まで)

県への申請・届出のご案内は、埼玉県建築安全課HPから！

埼玉県庁HPの
トップページにアクセス

埼玉県 宅建業

検索

宅地建物取引士法定講習会のお知らせ

講習会は宅地建物取引士証の有効期限満了日の6ヵ月前から受講できます

あなたの宅地建物取引士証、有効期限は大丈夫ですか？

宅地建物取引士証の更新には、講習会の受講が必要です。各講習会とも定員になり次第締切りとなりますので、更新される方は、お早めにお申込み下さい。

講習日

平成28年 7/13_水 8/24_水 9/14_水 10/5_水 10/19_水



講習時間

9:30 ~ 16:50 (終了予定)



講習会場

埼玉県宅建会館

さいたま市浦和区東高砂町6-15 JR浦和駅東口徒歩約5分

講習会申込に必要なもの



- ①印鑑(認印) ②カラー顔写真3枚(縦3cm×横2.4cmの6ヶ月以内に撮影した同一の証明用カラー写真、パスポート及び運転免許証の基準を準用) ※埼玉県宅建会館1階ロビーに写真機を設置しています。本部でのお申込みの際には是非ご利用ください。
- ③現在お持ちの宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)
- ④現金16,500円(受講料12,000円、宅地建物取引士証交付手数料(埼玉県収入証紙代)4,500円)



お問い合わせ

本部事務局 会員事業課

048-811-1830

「法定講習会受講料・カリキュラム」変更のお知らせ
平成27年4月の法定講習会から、講習内容の充実による科目の追加で講習費用は16,500円に改定されました。講習開始・終了時間も従来と異なりますので、ご注意ください。



埼玉県証紙販売しています

宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)や宅建業免許の更新時には、是非宅建協会本部の窓口で「埼玉県証紙」をお買い求めください。

Facebook
デビュー

Facebook(フェイスブック)をはじめました

いいね!



埼玉県宅建協会のマスコット「ハトたま」が、協会の最新の活動内容などをお伝えしていきます。情報チェックにご活用いただき、ぜひ「いいね!」をよろしくお願いします!協会ホームページからFacebookページに移動できます。



倫理綱領

埼玉県宅建協会会員は倫理綱領を遵守し誠実かつ公正な業務の遂行に努めています

我々会員は、不動産の重要性と専門家としての社会的使命を強く自覚し、ここに倫理綱領を制定し、その実践を通して、国民の信託にこたえることを誓うものである。

1. 我々会員は、国民の貴重な財産を託された者としての誇りと責任をもって社会に貢献する。
1. 我々会員は、依頼者と地域社会の信頼にこたえるよう常に人格と専門的知識の向上に努める。
1. 我々会員は、諸法令を守り、公正な取引の実現に努める。
1. 我々会員は、依頼者のために、誠実かつ公正な業務の遂行に努める。
1. 我々会員は、業界発展のため、業者間の相互信頼に基づく親密な協力によって業界秩序の確立と組織の団結に努める。

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 / 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

“三ッポー”に屈しない!

平成28年4月1日より

民事介入暴力事案に関する法律相談窓口体制をスタート

本会は、埼玉弁護士会と連携して、会員および会員の顧客を対象とした、民事介入暴力事案に関する無料法律相談を平成28年4月1日より開始します。

無料法律相談には、埼玉弁護士会の「民事介入暴力対策委員会」の中から選任された弁護士が初期対応等の助言を行います。

なお、相談の内容によっては、お取り次ぎできない場合や、相談料等が生じる場合もございますので、利用上の注意事項などは本会ホームページをご確認ください。

対象案件や相談対応の流れは以下のとおりです。



対象案件について

暴力団等による暴力的・威圧的行為により、一般市民の日常生活や一般市民及び企業の経済取引等に介入するなどして、違法・不当な利益の獲得を図る事案に対するご相談。

(暴力団関係の配偶者から受けるDV、迷惑居住者、クレーム等の相談は対象外)

相談対応の流れ

「宅建協会会員」および「会員の顧客」に民事介入暴力事案発生

会員が宅建協会に電話で問合せ（会員の顧客は、会員を通じて問合せをします）

問合せ先電話番号：048・811・1868（宅建協会 保証業務課）

（相談を要する内容であれば、民暴委員会指定弁護士に取り次ぎます）

民暴委員会指定弁護士の連絡先を宅建協会より会員へご案内

会員が民暴委員会指定弁護士に連絡後、同弁護士の法律事務所において法律相談（初回のみ無料で、相談時間は1時間以内とし、初期対応等の助言を行います）

※継続相談が必要な場合

民暴委員会指定弁護士が、自らまたは民暴委員会所属弁護士に事件を紹介し、継続相談または事件受任（有料）

本件に関するお問合せは、保証業務課まで（048・811・1868）



